

高齢者補聴器購入費助成事業について（案）

I 湯河原町独自事業 ~「国の手が届かない高齢者支援」~

1 事業概要

加齢により聴力が低下し、日常生活に不便さを感じている高齢者を対象に補聴器の購入費用の一部を助成するものです。

2 対象者（次のすべてに該当する方）

- ① 本町に住民登録がある 65 歳以上の方
- ② 介護保険施設及び有料老人ホーム等の高齢者施設に入所（居）していない方
- ③ 補聴器相談医が在籍する医療機関【※1】で、加齢性難聴の診断を受けている方
（「医師証明書」の交付を受けた方）
- ④ 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店【※2】で購入している方
- ⑤ 他制度の補聴器購入助成の対象とならない方
- ⑥ 町税等を滞納していない方

【※1】「補聴器相談医」は、患者が快適に補聴器を使用し、日常生活での聴力向上をサポートする専門医

[町内] 1 医療機関 [小田原市内] 7 医療機関 [熱海市内] 3 医療機関

【※2】「認定補聴器技能者」は、補聴器等に関し、基準以上の知識や技能を持つことの認定を受けた調整・技能者

[町内] 1 店舗 [小田原市内] 7 店舗 [熱海市内] なし

3 助成内容

（1）対象機器

- 管理医療機器として認定された製品で、認定補聴器技能者が調整し、適合状態が確認された補聴器とします。
- 家電量販店や通信販売等で販売される「集音器」は対象外とします。

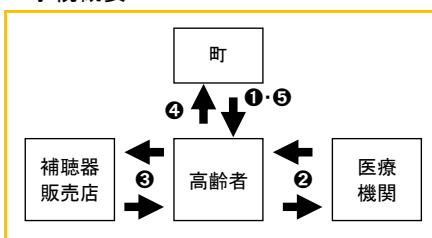
（2）対象経費

- 補聴器 1 台の本体費用とします。
- 医療機関等の診察料、検査料、証明書作成料等は対象外とします。

（3）助成率

- 対象経費の 1 / 2 以内（上限額 3 万円）とします（100 円未満の端数切捨て）。

4 手続概要



手順① 申請書類の入手

町介護課等から「申請書兼請求書」など必要書類を入手する。

手順② 医療機関（補聴器相談医）の受診

補聴器相談医在籍の医療機関を受診し、医師の証明を受ける。

手順③ 補聴器の購入

認定補聴器技能者在籍の販売店で購入し、領収書を保管する。

手順④ 申請書類の提出

町介護課に「申請書兼請求書」、「医師証明書」、「領収書」など必要書類を提出・申請する。

手順⑤ 助成金の支給

町介護課で申請書類の確認・審査後、助成金が振り込まれる。

5 事業費の試算 @30,000 円（町補助上限額） * 10 台 = 300 千円（精査中）

6 実施時期 令和8年4月1日（予定）

II 神奈川県独自事業

1 事業概要

65歳以上を対象に、聴力の低下に起因する社会的孤立の抑制や認知症等の発症リスクの低減を目的とするため、市町村が行う補聴器購入支援に対する経費の一部を補助するものです。

2 対象者（次のすべてに該当する方）

- ① 県内在住の 65 歳以上の方
- ② 補聴器相談医が在籍する医療機関【※1】を受診し、加齢性難聴の診断を受けている方
- ③ 補聴器相談医の紹介により補聴器適合検査施設【※3】で適合検査を受けている方
- ④ 協会認定の補聴器販売店【※4】で購入している方
- ⑤ 補聴器適合検査施設で聴覚トレーニング（全 12 回）を受け、適合証明書の交付を受けている方

【※3】「補聴器適合検査施設」は、補聴器装用による聴覚検査が可能な機器・設備を有する医療機関
[町内] なし [小田原市内] 1 医療機関 [熱海市内] 1 医療機関

【※4】「協会認定の補聴器販売店」は、認定補聴器技能者【※2】が在籍し、補聴器の調整・選定に必要な測定機器や設備等について、公益財団法人テクノエイド協会の認定審査基準をクリアした販売店
[町内] なし [小田原市内] 4 店舗 [熱海市内] なし

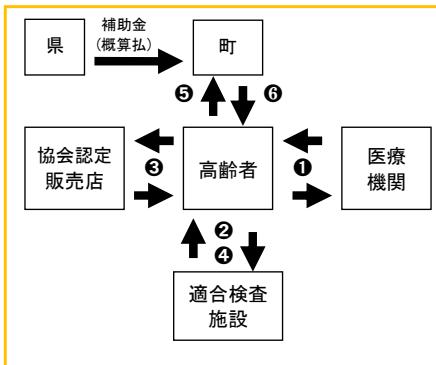
3 助成内容

（1）補助率 [県 1 / 4 (上限額 3 万円) ・ 町 1 / 4 (上限額 3 万円)]

例) 購入費用 6 万円の場合	… 県 1.5 万円	町 1.5 万円	本人負担 3 万円
8 万円	… 県 2.0 万円	町 2.0 万円	本人負担 4 万円
12 万円	… 県 3.0 万円	町 3.0 万円	本人負担 6 万円

（2）補助方法 市町村に対する間接補助（県 ⇄ 町 ⇄ 対象者）

4 手続概要



手順① 医療機関（補聴器相談医）の受診

補聴器相談医在籍の医療機関を受診し、補聴器適合検査施設の紹介を受ける。

手順② 補聴器適合検査の受療等

補聴器適合検査施設で適合検査を受け、「診療情報提供書」の交付を受ける。

手順③ 補聴器の購入

協会認定の補聴器販売店で購入し、領収書を保管する。

手順④ 聴覚トレーニングの実施等

補聴器適合検査施設で聴覚トレーニング（全 12 回）し、「適合証明書」の交付を受ける。

手順⑤ 申請書類の提出

町介護課に「申請書」、「適合証明書」、「領収書」など必要書類を提出・申請する。

手順⑥ 助成金の支給

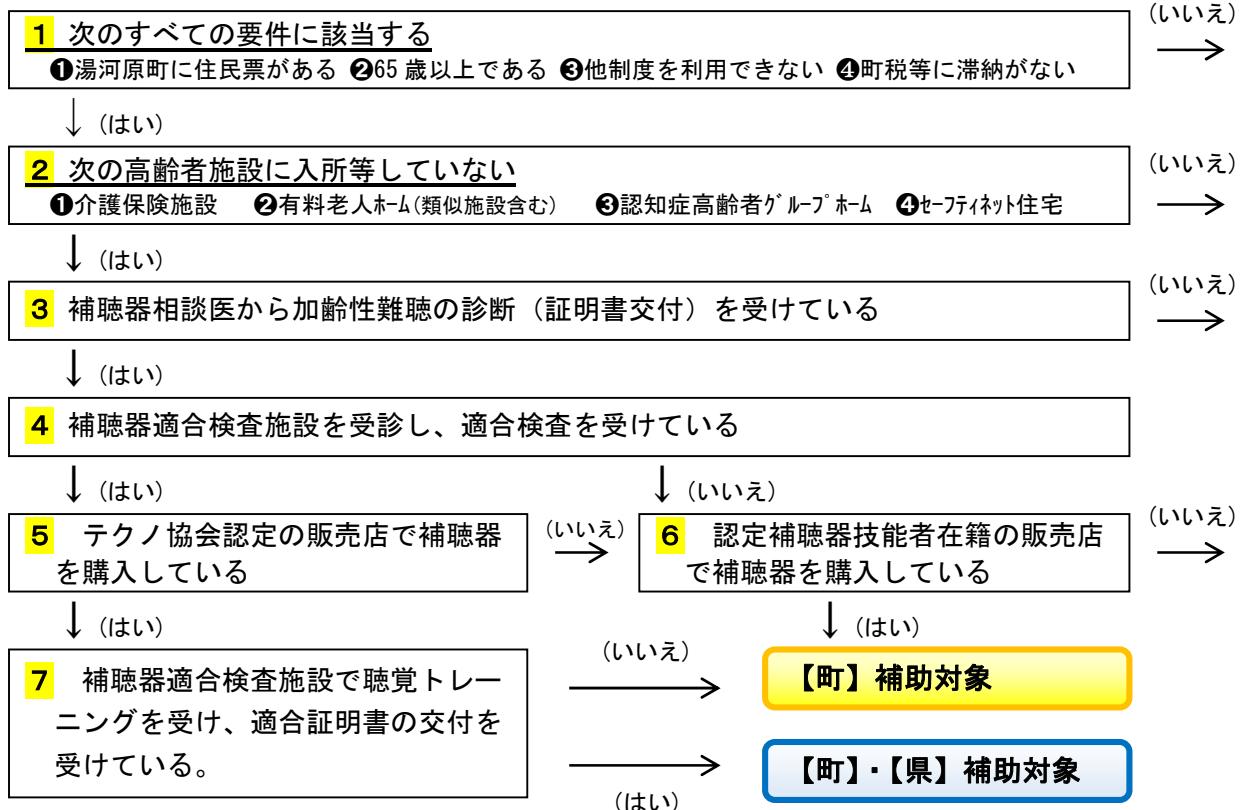
町介護課で申請書類の確認・審査後、助成金が振り込まれる。
※町介護課は県に対し、実績報告及び精算手続等を実施

5 事業費の試算 @60,000 円（県・町補助上限額） * 10 台 = 600 千円（精査中）

6 実施時期 令和8年4月1日（予定）

参考資料

1 補聴器購入助成対象者確認フロー



2 県内市町村の実施状況 ※()内は65歳以上人口数

要件	横浜市 943,187人	相模原市 189,684人	逗子市 18,401人	厚木市 59,000人	愛川町 12,429人	清川村 1,071人	中井町 3,233人	大井町 4,983人	南足柄市 13,625人
①年齢	50歳以上	65歳以上	65歳以上	75歳以上	70歳以上	65歳以上	65歳以上	65歳以上	65歳以上
②施設入所者	×	×	○	×	×	○	○	×	×
③世帯課税者	×	×	×	○	×	○	×	×	×
④助成上限額	20,000円	20,000円	30,000円	20,000円	20,000円	50,000円	20,000円	20,000円	75,000円
⑤助成回数	1回限り	1回限り	1回限り	5年ごと	3年ごと	1回限り	1回限り	1回限り	1回限り
⑥認定補聴器技能者関与	不要	不要	必要	不要	不要	不要	必要	不要	必要
⑦対象機器	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ	本体のみ
⑧故障・修理	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑨聴覚レベル	軽度・中度	軽度・中度	軽度・中度	軽度・中度	軽度・中度	軽度・中度	軽度・中度	中度のみ	中度のみ
⑩医師の証明	必要	必要	必要	不要	不要	不要	必要	必要	必要
⑪文書料等	×	×	×	—	—	—	×	×	×
⑫助成実績	※R07.08 開始	R04 68件 R05 90件 R06 151件	R04 一件 R05 17件 R06 22件	R04 一件 R05 一件 R06 237件	R04 70件 R05 77件 R06 62件	R04 8件 R05 7件 R06 8件	R04 一件 R05 一件 R06 2件	R04 一件 R05 一件 R06 4件	※R07.04 開始

3 国・県等に対する要望

『令和8年度 県の施策・予算に関する要望』より

「補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に対する国による全国統一の公的補助制度の創設について、県として働きかけること。」



- 全国一律の公的補助制度の創設について
引き続き要望
- 県独自の補助事業について、対象要件の見直しなど、県民が利用しやすい施策となるよう要望事項の追記を検討